

規制の事前評価書(要旨)

【代替案あり】

政策の名称	衛星基幹放送業務の認定要件の追加	
担当部局	総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課	電話番号:03-5253-5799 e-mail:eisei-housou@soumu.go.jp
評価実施時期	平成 31年 2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>衛星基幹放送(BS・東経110度CS。以下同じ。)における周波数(具体的には衛星放送の周波数指定の基本単位となるスロット。)については、既存事業者の使用により逼迫(とりわけ右旋円偏波)し、新規参入等による放送サービスの多様化・高度化に必要な新たなスロットがない状況にある。</p> <p>新規参入や放送サービスの多様化(放送番組の増加等)・高度化(高画質化等)を図るためには、スロットの有効利用が必要であるが、スロットの有効利用を検証する仕組みが存在しない。</p> <p>他方、近年、ブロードバンドの利用の進展によって、コンテンツ配信サービスとの競争が激化しており、衛星基幹放送において新規参入等による放送サービスの多様化・高度化を促進するためには、本件規制を導入することにより周波数の有効利用を促進する必要がある。</p> <p>このように、現行の制度運用を継続し、新規参入の促進等による放送サービスの多様化・高度化が見込まれず、衛星基幹放送について市場の活性化や競争力の強化が困難な状況をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>衛星基幹放送における周波数については、既存事業者の使用により逼迫し、新規参入等による放送サービスの多様化・高度化に必要な新たなスロット(とりわけ右旋円偏波)がない。</p> <p>衛星基幹放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の認定を受けることが必要であり、当該認定は、5年ごとに更新しなければその効力を失うこととされているが、現行制度では、事業者が希望する周波数(スロット数等)が申請に係るサービスに照らして必要十分か否かを審査の対象としていない。</p> <p>これらを受け、規制改革推進会議「規制改革推進に関する第3次答申」(平成30年6月)において、衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の更新に際してスロットの有効利用を検証する仕組みを導入する等、所要の制度整備を行うこととされた。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>総務大臣が衛星基幹放送の業務の認定及び認定の更新を行う際に、事業者が希望する周波数が、申請に係るサービスに照らして必要十分か否かを審査する根拠を明確化するため、認定の要件を定める放送法(以下「法」という。)第93条第1項及び認定の更新の要件を定める法第96条第2項において「衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準(以下「周波数使用基準」という。))に適合することを要件として追加する。</p> <p>周波数使用基準では、映像の画質(SD、HD、フルHD、4K、8K)や音声、補完放送等の放送サービス毎に必要なスロット数の上限を定め、事業者に対して当該上限を踏まえた効率的な放送サービスの実施等を求めることとする。</p>	
想定される代替案	既存の放送事業者に対して周波数の自主返納を促すことにより新規参入のための周波数を確保する。	
規制の費用	当該規制の場合	代替案の場合
(遵守費用)	周波数使用基準は、事業者が希望する周波数が、申請に係るサービスに照らして適正な水準となっているかを検証するための基準であり、衛星基幹放送に関する技術の発達及び普及状況を勘案して定めることとしている。	特段の遵守費用は生じない。
(行政費用)	また、衛星基幹放送の認定及び認定の更新の際における周波数使用基準への適合状況の確認については、軽微な書式を追加することが想定される。	
	本件規制の導入に伴う、総務大臣による周波数使用基準の策定・公表、関係事業者への周知及び当該基準を踏まえた認定・認定更新に係る追加費用は限定的である。	特段の行政費用は生じない。
規制の効果(便益)	当該規制の場合	代替案の場合
(直接的効果(便益))	衛星基幹放送の業務の認定及び認定の更新の際に、放送事業者等が希望する周波数が、申請に係る放送サービスに照らし必要十分か否かを審査することにより、周波数の有効利用が可能となり、新規参入の促進等による放送サービスの多様化・高度化が可能となる。	既存事業者からスロットの返納があった場合、当該スロットを用いた新規参入等による放送サービスの多様化・高度化が可能となる。
(副次的・波及的な影響)	衛星放送市場の活性化や競争力の向上によって衛星放送の普及及び健全な発達に資する。	衛星放送市場の活性化や競争力の向上によって衛星放送の普及及び健全な発達に資する。
費用と効果(便益)の関係	本件規制の導入による追加費用は限定的である一方、本件規制が導入されることにより、技術革新によるスロットの増加も見込めず逼迫し、国際調整による新たな周波数の確保が見込めない状況にあっても、新規参入等による放送サービスの多様化・高度化が可能となる。	
代替案との比較	これまで衛星基幹放送においては、業界団体が画質評価等を行うことにより必要スロット数について業界における合意形成を行ってきたが、当該合意形成に至るまで長期間を要してきたこと、周波数を返納するか否かはあくまで事業者の任意であること等から、代替案は十分な実効性を有しているとはいえない。	
	一方、本件規制の導入は、これにより周波数使用基準への適合状況を定期的に審査することが可能となるため、軽微な遵守費用・行政費用によって周波数の有効利用の確認について実効性を確保することが可能となる。	
	よって、本規制を導入することが適当である。	
その他関連事項	【事前評価の活用状況】 規制改革推進に関する第3次答申～来るべき新時代へ～(平成30年6月4日) 放送を巡る諸課題に関する検討会 第二次取りまとめ(平成30年9月28日)	
事後評価の実施時期等	【事後評価の実施時期】 改正放送法の施行状況を踏まえ、施行後5年を経過した場合において事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
	【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 衛星基幹放送に係る周波数が有効利用されているかを評価するため、事業者の参入状況、周波数使用基準への適合状況、衛星基幹放送の多様化・高度化の状況を確認する。	
備考		